

# いじめ防止基本方針

令和3年5月

## はじめに

いじめは絶対に許されない行為である。また、いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、加悦中学校教職員としていじめ防止対策に取り組まなければならない。

そこで、「国や京都府のいじめ防止基本方針」及び「与謝野町いじめ防止基本方針」を踏まえ、ここに「加悦中学校いじめ防止基本方針」を示す。

## 1 いじめの定義

### (1) いじめとは

当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。

### (2) いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) いじめの構図

被害者に対して加害者・観衆（はやし立てる）、傍観者（暗黙の了解者）

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を置く。

### (1) 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、必要に応じて担任

### (2) 「いじめ対策委員会」の内容

- ・基本方針に基づく取組の実施
- ・与謝野町教育委員会、関係機関等との連携
- ・いじめの疑いや問題行動等に係る情報収集と記録
- ・いじめ等の情報に対する対応方針の決定と指導の徹底

### (3) 「いじめ対策委員会」の補助機関

「いじめ対策委員会」の機能を充実させるために、次の組織の活用を行う。

#### ○各学年・学級・教職員

日常的な生徒との関わりを重視し、気になることについては学年の生徒指導担当教員・学年主任へ報告する。また、いじめ事象及びいじめの疑いがある事象を把握した場合は管理職へ報告・連絡・相談する。

#### ○生徒指導部

毎週定例開催し、いじめ事象及びいじめの疑いがある事象を把握した場合は、管理職へ報告し「いじめ対策委員会」を開催する。

○職員会議

校長は、方針・対応等を確実にを行うために全教職員への指示命令を行う。

○学校評価

学校評価において、いじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づけ、取組状況の評価を行う。

### 3 いじめの防止

#### (1) いじめの基本的認識

ア いじめは絶対に許されない行為である

弱者をいじめることは絶対に許されないことであり、いじめる側が悪いという強い認識と態度が必要である。

いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

イ いじめられている生徒の立場に立った親身な指導が大切である

生徒としっかりと向き合い、生徒の発する信号を鋭敏に関知し、思いや悩みを親身に受けとめるよう努める。たとえ些細な内容でも、生徒にとっては大きな問題であるという認識のもと、今後、大きな問題に発展するかもしれないという危機意識を持つ。

ウ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある

いじめ問題の解決には、家庭に協力依頼できる関係を築くことが基本である。いじめ問題の基本は、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れあいの確保が重要である。そのために、家庭への適切な助言や指導ができる信頼関係を構築する。

エ いじめ問題は教師の生徒観や指導の在り方が問われる

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を進める。

道徳教育や心の教育などを通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

オ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も検討していく。

#### (2) いじめ未然防止の観点

教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促す。

ア 学校教育目標の達成を推進する。

学校教育目標 「自ら考え判断し、心豊かでたくましい人間の育成」

目指す生徒像「よく考える生徒」「思いやりのある生徒」「健康な生徒」「あいさつができる生徒」について、機会あるごとに触れ、教育活動全体を通して指導を展開する。

イ いじめ防止対策に対する教職員の資質能力を向上する。

いろいろな活動の場で示す生徒の様々な態度や様子の中から早期発見・早期対応できる教職員の情報収集力と指導力の向上を図る。

また、教職員の不適切な認識や言動に注意する。

(特に、体罰に対する認識を高め、体罰は絶対に起こさない。)

ウ 教育活動全体を通じて豊かな心の育成を図る。

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむため、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。

生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、人権教育を中心とした心の通う人間関係を育成する。

エ 道徳教育の充実を図る

いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践例の提供等、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

オ 自己有用感（自己肯定感）や充実感が感じられ、安心できる学校生活づくりを行う。

カ 生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や言語活動等を取り入れた教育活動を推進する。

キ 生命を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、福祉体験活動や職場体験、集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

ク 生徒の主体的な活動を推進する。

生徒会におけるいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等を実施する。

ケ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対応できる力をはぐくむ。

コ 個々の生徒の状況に応じた丁寧な対応

丁寧に生徒を観察し、状況に応じた適切な対応を心がける。

(3) いじめの早期発見

ア 生徒の些細な変化に気付く対応を行う。

(ア) 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

…生徒の活動の場には教師がいる状況を設定（授業、業間、部活動等）

特に、部活動指導は生徒指導上大きな意義があり、その活用を図る。

各行事で教師のかかわりの機会を多くする。

(イ) 生徒の状況把握の仕組

…班ノートや個人ノートの活用充実

イ 積極的にいじめを認知する。

…定期的なアンケート調査（生徒がいじめを訴えやすい機会の設定）

アンケートをもとにした個人面談の実施

教育相談の実施

家庭・地域社会との連携（PTA、学校運営協議会、学校評議員等）

ウ 教職員の認識を高める。

…生徒との適切な関わり

教職員研修の充実

いじめではないかという疑い

4 いじめへの対応

いじめ（その疑い）があることが確認された場合、「いじめ対策委員会」で的確な状況把握のもと基本的な対応を以下に示す。

(1) いじめ（その疑い）の行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

(2) 被害者及び知らせてきた生徒の安心感・安全確保

…訴えに対する受容と共感、不安の除去、自己有用感（自己肯定感）の高揚、教師と生徒の信頼関係の維持

<具体的対応>

・状況把握…事実関係、具体的内容、等

・保護者対応…状況報告、加害生徒への指導方針と指導の了解、今後の様子の交流等

- (3) 加害者に対する事情確認・適切な指導  
…相手の気持ちを考えさせ、「いじめは絶対に許されないこと」を粘り強く理解させる。  
＜具体的対応＞  
ア 状況説明…事実の確認→肯定：指導  
否定：相手の思い、今後の行動に対する指導  
イ 保護者対応…事実の確認のうえ指導内容を含め状況報告、協力依頼と今後の様子の交流、等
- (4) 観衆・傍観者への指導  
被害者・保護者の理解のもと、オープンにすることが被害の拡大を防ぐ。  
…いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることの指導を徹底する。  
「いじめの認識があったか」、「もし自分が被害者ならばの気持ち」など自分の問題として考えられる指導を行う。
- (5) ネット上のいじめへの対応  
ア 保護者や関係機関と連携する。  
イ 不適切な書き込み等は削除する措置をとるが、保護者との相談のもと適切な処置を講じる（必要に応じて証拠保全の対応もあり得る）。
- (6) 学級や学年等の組織を活用した取組を行う。  
…いじめを起こさない生徒の自治活動を充実する。
- (7) 教職員の組織的な対応  
ア 当該事象に対する状況と指導の共通理解、生徒の些細な状況変化の把握と報告・連絡・相談の徹底  
イ 教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、速やかに対策委員会に報告し、決して個人で抱え込むことがないようにする。
- (8) 与謝野町教育委員会への報告・連絡・相談  
(9) 家庭・地域社会・警察及び関係機関との連携

## 5 重大事態の発生に対する対応

- (1) 重大事態とは  
○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
○いじめにより、生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
具体的には  
・生徒が自殺を企画した場合  
・身体に重大な障害を負った場合  
・金品等に重大な被害を被った場合  
・精神性の疾患を発症した場合  
・いじめを起因とした欠席が連続又は増加する場合
- (2) 重大事態の対応  
ア 報告  
重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに与謝野町教育委員会へ報告する。  
学校として、絶対に隠蔽することをせず、可能な限り事態の事実関係の把握と経過、及び今後の対応について報告する。

## イ 調査

学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び京都府におけるいじめ防止等のための基本的な方針、与謝野町いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、詳細な調査を実施する。

## 6 その他

### (1) 公開

策定した「加悦中学校いじめ防止基本方針」はホームページに公開する。

### (2) PDCAサイクル

策定した「加悦中学校いじめ防止基本方針」は必要に応じて見直しをする(3年経過を目的)。